

令和 8 年 7 月 16 日

作成された行政機関等匿名加工情報の提供希望について

個人情報の保護に関する法律第 118 条第 1 項の規定に基づいて、作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望する場合の提案の手続等についてお知らせします。

独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 毛利 信二

1. 提案の手続等

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、独立行政法人住宅金融支援機構（以下単に「住宅金融支援機構」という。）が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集し、行政機関等匿名加工情報を提供しています。当該提案により作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望する者は、次の手続により、作成された行政機関等匿名加工情報を用に供して行う事業に関する提案を行います。

2. 作成された行政機関等匿名加工情報

借入申込書データ（平成 30 年度提案）

3. 提案の主体（提案者の要件）

作成された行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案して下さい。

4. 提案を行うことができる期間

令和8年7月16日（木）から8月14日（金）0時まで

5. 作成された行政機関等匿名加工情報の利用期間

提供日から1年間。ただし、提案された事業の内容等から1年以上の利用が必要であると認められる場合はこの限りではない。

6. 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出して下さい。

○ 提案書類

① 提案書

☐ 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

② 添付書類

☐ 誓約書（上記3の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

☐ 提案をする者の本人確認書類（注1）

☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注2）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.jhf.go.jp/privacy/hisikibetu.html>

(注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード等の写しを添付して下さい。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。)を添付して下さい。

(注2) 代理人による提案をする場合に限りします。

(2) 提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

① 持参(注1)又は郵送(注2)による場合

提案書類2部を提出して下さい。

(注1) 持参による場合は、平日の9時30分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで(年末年始を除く。)

(注2) 郵送による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きして下さい。また、締切日当日必着です。

② 提案書類の提出先

○ 提案書類の提出先

〒112-8570

東京都文京区後楽1丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構 デジタル戦略部事務企画グループ

匿名加工情報提供担当

7. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号(欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- ② 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ③ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

8. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

9. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の利用料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

10. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 住宅金融支援機構からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 住宅金融支援機構が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は住宅金融支援機構に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

11. 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせ下さい。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

独立行政法人住宅金融支援機構 デジタル戦略部事務企画グループ

電話 : 03-5800-8017

電子メール : koubunsho_jimukikaku@jhf.go.jp